

## 臨時的任用職員等の募集に係る事前登録について

### 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）では、育児休業取得職員等の代替職員として、臨時的な採用を希望する方の登録を受け付けています。

この制度により、臨時的任用職員または任期付採用職員の募集があった場合には、登録されている方のうち勤務地等の条件が一致した方に対して、募集のご案内をさせていただきます。

採用者については、面接等の採用試験により決定しますので、この登録がなされたことをもって、必ず採用されるものではありませんので、ご注意ください。

登録を希望される方は、以下に従い手続きをお願いします。

#### 1. 採用条件等

職種	肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析業務補助 など
学歴等	高校卒業以上 (求人によって必要とする学歴等は異なります。)
勤務場所	別紙登録申込書のとおり
勤務時間	週38時間45分勤務 (一日7時間45分、週5日勤務)
賃金	経歴を考慮して金額を決定。 大学(4年制)の新卒者の場合、16万6千円程度になります。
加入保険	健康保険または農林水産省共済組合 (採用形態によって異なります。)
雇用期間	職員の育児休業期間等 (おおむね1年程度。育児休業等の休業期間により延長または短縮される場合があります。)
選考方法	面接試験、作文試験または筆記試験 (求人によっては、このほかに書類選考を行う)

<p>応募資格を有しない者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本の国籍を有しない者</li> <li>●国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者</li> <li>・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</li> </ul> </li> </ul>
-------------------	--

※ 具体的な採用条件等は求人により異なりますので、それぞれの求人の内容をご確認願います。

## 2. 登録申込手続き

登録を希望する方は、次の必要書類を下記送付先まで郵送してください。

(1) 受付期間

随時

(2) 必要書類

① 登録申込書（別紙）

② 履歴書（写真添付）

(3) 送付先

〒330-9731

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟

（独）農林水産消費安全技術センター総務部人事課人事第2係

電話 050-3797-1832

(4) 登録の有効期間

登録した年度の翌年度の末日まで

（例えば令和3年4月の登録であれば、令和5年3月末日まで有効）

登録内容に変更がある場合や、FAMICの臨時的任用職員及び任期付採用職員を希望しなくなった場合は、速やかにご連絡ください。

### 3. 登録から採用までの流れ

応募登録（FAMIC総務部人事課人事第2係に必要書類を送付）



応募希望者として登録



臨時的任用職員または任期付採用職員の募集があった場合に、勤務地等の条件が一致する登録者に対して募集の案内



採用予定勤務場所で採用試験を実施



採 用

（採用試験合格者であって、かつ、健康診断の結果、就労に支障がない場合）

※ なお、登録制度のほか、ハローワークにおいても募集の都度、ご案内を行っています。

### 4. その他

採用条件等は募集毎に異なりますが、臨時的任用職員及び任期付採用職員以外の募集（非常勤職員）があった場合にも、案内を希望する方は登録申込書の「臨時的任用職員及び任期付採用職員以外の募集案内（非常勤職員）の希望の有無」欄に「有」と記載ください。

問い合わせ先

〒330-9731

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

（独）農林水産消費安全技術センター

総務部人事課人事第2係

電話 050-3797-1832